◎新潟県告示第301号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年４月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、平成26年３月10日から実施する。

平成26年３月７日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

第３号の表中

「

あすなろ信用組合	新　潟　支　店	新潟市

」

を

「

横浜中央信用組合	新　潟　支　店	新潟市

」

に改める。